

遊休農地解消に向けた 農業委員取り組みについて

広陵町農業委員会

1. 広陵町の農業の概要

広陵町は、奈良盆地の中央西部寄りの盆地底より一部馬見丘陵にわたる地域で、奈良県の西北部に位置しています。面積は、1,633haで、そのうち農地面積は約40%の648ha（うち農用地面積は59%の382ha）です。

農地は水田利用が中心ですが、京阪神まで1時間余りの地域であることを生かし、都市近郊農業として、消費量の多い野菜指定品目であるナスなどが栽培されています。

本町の総農家数は884戸で、その内訳は、販売農家が477戸、自給的農家が407戸です。

販売農家のうち兼業農家が428戸と販売農家全体の89.7%を占めています。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の兼業化、高齢化、少子化など次代の担い手等が減少するなど、厳しさを増し、遊休農地の増加が懸念されるところです。

2. 農業委員会の取り組み

①具体的な取り組み内容

町内の各地域では、高齢化、担い手不足などによる農業従事者の減少や、市街地周辺の開発の増加による農地の減少など、農業を取り巻く環境変化に伴い、遊休農地が増加の傾向にあります。

この現状を踏まえ、農業委員会としては、法令に基づく適正な農地行政を行い、地域に密着した委員活動の推進や、農地パトロールの強化等を図っています。

また、町行政や農業関係団体と連携しながら、農地のあり方や環境保全などを検討し、地元集落内においては、農地の有効利用について協議をしています。

その結果、集落内では、遊休農地になる恐れのある農地を利用してそばを栽培するなど、遊休農地解消につながり、農業委員会としても、地元の遊休農地解消活動に向けた相談などを積極的に行っています。

その他の取り組みの一つとして、全体の農業振興を図る上で、農業経営の「生産」だけでなく、「販売」として新鮮野菜の地産地消を行うよう、町施設での朝市への出荷を農家に推進しています。





②取り組みに当たっての課題

遊休農地となっている農地は、耕作に不便な場所や、地形的な問題がある場所が多く見られます。また比較的耕作しやすい農地においても、不在村地主のため遊休農地となっているケースがあります。

農業従事者の減少・高齢化等や、相続により農地を取得した場合においても耕作されていない、などが原因のひとつと考えますが、担い手の確保や農地利用集積に向けた取り組みは、すぐに解消できる問題ではなく、長期間にわたる取り組みが必要です。

また賃貸借契約や利用権設定の制度を利用するにあたり、土地の権利意識が貸し手側と受け手側で違いがみられ、貸し手側の土地保有意識の強さなどが、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっています。

③課題への対応策

農業委員会においては、それぞれの担当地区内の農地パトロールや農地利用状況調査等の結果をもとに、遊休農地の現状を把握し、今後の農地活用について所有者等から意向を確認したうえで、農地の有効利用を検討する。

また、農地法など法令の制度を広く周知し、農地に関する相談活動にも積極的に取り組みを行い、農地の無断転用や遊休農地増加の防止に努めていくと共に、制度を利用した農地有効利用対策など、町農政をはじめ、各関係機関と連携しながら遊休農地解消に向けた取り組みを検討する。